

マイクシステム他の機材点検業務仕様書

平成30年6月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

会議室及び機材点検業務

(1) 目的

本業務は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「甲」という。）の対面助言のために使用する、会議マイクシステム、同時通訳システム、録音機材、テレビ会議システムなどの機材点検、及び摩耗したコード類の交換を委託するものである。

(2) 点検実施日

契約日から平成30年9月30日までの間で、甲と受託業者（以下「乙」という。）との協議のもとで決定する1営業日または2営業日。

ただし、甲と乙の合意がある場合、3営業日以上で実施することもできる。

(3) 業務内容

1. 以下の確認

①会議マイクシステム

(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 会議室6、7、26、27)

ア. 起動の点検

主装置の入電後、正常に起動するか複数回確認

イ. 表示・外観

ディスプレイに滲みや表示の抜けがないか

その他外観上の異常はないか

②会議マイクユニット

(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 会議室6、7、26、27)

ア. 起動の点検

入電後の起動を複数回確認

イ. マイクの点検

発言ボタンを無理なく押せるか

発言中のLEDは点灯するか

感度が充分か

ウ. スピーカーの点検

ハウリング・ノイズが無いか（音質）

スピーカからの音量が適切かつ充分か

エ. イヤホンの点検

端子の接触不良はないか

イヤホンの音量・音質は適切かつ充分か

イヤホンの音量調節は無理なくできるか

- オ. 言語選択機能の点検
 - 選択ボタンを問題なく押せるか
 - 言語選択をスムーズにできるか
- カ. 表示系統・外観
 - ディスプレイに滲みや表示の抜けがないか
 - その他外観上の異常はないか

③同時通訳システム

(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 会議室6、7、26、27)

- ア. マイクの点検
 - 発言ボタンを無理なく押せるか
 - 発言中のLEDは点灯するか
 - 感度が充分か
- イ. スピーカーの点検
 - ハウリング・ノイズが無いか(音質)
 - スピーカからの音量が適切かつ充分か
- ウ. イヤホンの点検
 - 端子の接触不良はないか
 - イヤホンの音量・音質は適切かつ充分か
 - イヤホンの音量調節は無理なくできるか
- エ. 言語選択機能の点検
 - 選択ボタンを問題なく押せるか
 - 言語選択をスムーズにできるか
- オ. 表示系統・外観
 - ディスプレイに滲みや表示の抜けがないか
 - その他外観上の異常はないか

④録音機材

(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 会議室6、7、26、27)

- ア. 録音の確認
 - 会議マイクシステムと同時通訳システムを通じて伝達された音声、出力先のICレコーダー3つ(日本語・英語・オリジナル)に正しく録音されること
 - 会議マイクシステムと通訳システムを通して伝達された音声、MTRのSDカードに正しく録音されること
- イ. 機材の確認
 - ICレコーダー自体に破損等の不具合がないか

⑤テレビ会議システム

(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 会議室7、27
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 タワーB 12階
会議室413、414)

ア. 音量・音質の確認

東京と大阪の通信中に、いずれのテレビ会議システムも、音量・音質が適切かつ充分であるか、遅れて聴こえてくることがないか

イ. 映像の確認

東京と大阪の通信中、いずれのテレビ会議システムも、映像に乱れがないか、通信中に二重となったり残像が出たりしないか

⑥その他

(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 会議室6、7、26、27
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 タワーB 12階
会議室413、414)

ア. 本体に内蔵された時計(時間)が正しいか

イ. 対面助言の実施及び実施後の反訳作成に障害となる事象が発生しないこと の確認

2. 原因の特定及び不具合の解消

上記①から⑥に記載の状態が確認できない場合、その原因を特定するとともに、不具合がケーブル交換で解消する場合は、交換をすること。

3. 完了報告書の提出

乙は、上記1. と2. について作業が完了した際は、甲へ速やかに完了報告書を提出すること。

(4) 留意点

1. 原因の特定、不具合の解消ができない場合

前記(3)2の前段につき、原因の特定ができない場合または不具合の解消にケーブル以外の部品の交換が必要な場合、乙は対応策を検討するとともに、甲へ速やかに連絡のうえ、甲との協議に応じること。

2. 現地での点検

乙は、点検を行うにあたって、必ず現地にて行うこと。

3. 追加料金の支払

甲は乙が提示した見積価格以外に追加の支払いは行わないこととし、乙は見積価格を決めるにあたっては、本件業務にかかる旅費やその他諸経費を含んだものとする。

4. 機材の操作

本件業務を受託しようとする者は、機材の操作方法について熟知しているものとし、甲から説明を行わないことに留意すること。

(5) 機材の仕様

別紙参照

(6) その他

1. 再委託の禁止

乙は本業務の全てまたは主たる業務について再委託することはできない。

2. 協議

本業務履行に当たり疑義があるときは、双方協議の上これを解決する。

3. 本件に関する照会先

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 10 階
独立行政法人医薬品医療機器審査マネジメント部 殿下 実季
TEL : 03-3506-9438
e-mail: tonoshita-miki@pmda.go.jp